

## 別 紙

## 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 (略)

(事業計画の策定)

3 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域連合（以下「広域連合」という。）の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を第1号様式により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

## 別 紙

## 医療提供体制推進事業費補助金交付要綱

(通則)

1 (略)

(交付の目的)

2 (略)

(事業計画の策定)

3 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第3項に規定する広域連合（以下「広域連合」という。）の長は、医療計画に基づく事業その他必要な事業であって、統合補助金の交付を受けて医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるときは、事業計画及び事業の実施に要する経費に関する調書を別紙1により作成し、別に定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業計画の作成に当たっては、各都道府県の医療計画を踏まえ、地域医療の状況を把握した上で、次のものを優先的に盛り込むこととする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

新	旧
<p>(交付の対象事業)</p> <p>4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員確保対策事業</p> <p>平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 助産師出向等支援導入事業</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>アスベスト対策事業</u></p> <p><u>平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づき実施するアスベスト除去等整備促進事業</u></p> <p>(事業者)</p> <p>5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者(以下「事業者」という。)とする。</p>	<p>(交付の対象事業)</p> <p>4 この統合補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 看護職員確保対策事業</p> <p>平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づき実施する次の事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 助産師出向支援導入事業</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>(新設)</u></p> <p>(事業者)</p> <p>5 交付対象事業を実施できる者は、別表1の第1欄に掲げる事業分類及び第2欄に掲げる事業区分毎に、第3欄に掲げる者(以下「事業者」という。)とする。</p>

新

旧

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(2) 周産期医療対策事業等	(略)	(略)
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者
(3) 看護職員確保対策事業	(略)	(略)
	(略)	(略)
	ウ 助産師出向等支援導入事業	(略)
(4) 歯科保健医療対策事業	(略)	(略)
(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業	(略)	(略)
(6) 地域医療対策事業	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備	(略)	(略)

別表 1

1 事業分類	2 事業区分	3 事業者
(1) 救急医療対策事業	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(2) 周産期医療対策事業等	(略)	(略)
	イ 周産期母子医療センター運営事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者（ただし、 <u>独立行政法人地域医療機能推進機構以外の独立行政法人及び国立大学法人を除く。</u> ）
(3) 看護職員確保対策事業	(略)	(略)
	(略)	(略)
	ウ 助産師出向支援導入事業	(略)
(4) 歯科保健医療対策事業	(略)	(略)
(5) 院内感染地域支援ネットワーク事業	(略)	(略)
(6) 地域医療対策事業	(略)	(略)
(7) 医療提供体制設備	(略)	(略)

新	旧
---	---

整備事業	(略)	(略)	整備事業	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(8) アスベスト対策事業	アスベスト除去等整備促進事業	地方公共団体、地方独立行政法人、公的団体及び厚生労働大臣が適当と認める者	(新設)	(新設)	(新設)

(注1) (略)  
(注2) (略)  
(注3) (略)

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の(1)から(8)により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出さ

(注1) (略)  
(注2) (略)  
(注3) (略)

(交付額の算定方法)

6 この統合補助金の交付額は、事業計画に記載された医療提供施設等の施設の運営及び設備整備等に要する経費に充てるため、都道府県に交付するものとし、次の i から ii により算出された交付基礎額の合計額（各都道府県の交付基礎額の合計額を合算した額が統合補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。）とする。なお、別表2の第2欄に掲げる事業区分ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

i 次の(1)から(7)により交付算定基礎額を算出する。

(1) 救急医療対策事業の交付算定基礎額は、次の①から⑧により算出さ

れた額の合計額とする。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ 4の(1)の力の事業

ア 都道府県又は広域連合が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県又は広域連合が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から救急搬送診療料等及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県又は広域連合が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ (略)

(2) (略)

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算

れた額の合計額とする。

- ① (略)
- ② (略)
- ③ (略)
- ④ (略)
- ⑤ (略)
- ⑥ (略)
- ⑦ 4の(1)の力の事業

ア 都道府県又は広域連合が実施する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

イ 都道府県又は広域連合が補助する事業

(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

⑧ (略)

(2) (略)

(3) 看護職員確保対策事業の交付算定基礎額は、次の①から③により算

新	旧
<p>出された額の合計額とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 助産師出向等支援導入事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) アスベスト対策事業</u></p> <p>ア 都道府県が実施する事業</p> <p><u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付算定基礎額とする。</u></p> <p>イ 都道府県が補助する事業</p> <p><u>(ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとと比較して少ない方の額を選定する。</u></p> <p><u>(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助する額とを比較してもっとも少ない額を交付算定基礎額とする。</u></p> <p>ii (略)</p>	<p>出された額の合計額とする。</p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 助産師出向支援導入事業</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) (新設)</u></p> <p>ii (略)</p>

新

旧

別表 2						別表 2					
1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率	1 事業分類	2 事業区分	3 種目	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
(1) 救急医療対策事業	ア 小児初期救急センター運営事業	—	(略)	小児初期救急センターの運営に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）	(略)	(1) 救急医療対策事業	ア 小児初期救急センター運営事業	—	(略)	小児初期救急センターの運営に必要な賃金、報償費（謝金）、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）	(略)
	イ 共同利用型病院運営事業	—	(略)	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）	(略)		イ 共同利用型病院運営事業	—	(略)	共同利用型病院運営事業に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新					旧						
	工 救命 救急セ ンター 運 営 事 業	救 命 救 急 セ ン タ ー	(略)	救命救急センター の運営に必要な給 与費(職員基本給、 職員諸手当、非常 勤職員手当、社会 保険料)、備品費 (図書)、消耗品 費、材料費(医薬 品費、診療材料費、 医療消耗器具備品 費、給食材料費)、 光熱水料、燃料費、 研究研修費	(略)		工 救命 救急セ ンター 運 営 事 業	救 命 救 急 セ ン タ ー	(略)	救命救急センター の運営に必要な給 与費(常勤職員給 与費、非常勤職員 給与費、法定福利 費等)、材料費(薬 品費、診療材料費、 医療消耗備品費 等)、経費(消耗 品費、消耗備品費、 光熱水費、燃料費 等)、その他の費 用(研究研修費、 図書費等)	(略)

新					旧						
		地域救命救急センター	(略)	地域救命救急センターの運営に必要な給与費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料）、備品費（図書）、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費、給食材料費）、光熱水料、燃料費、研究研修費	(略)			地域救命救急センター	(略)	地域救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費等）、経費（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、その他の費用（研究研修費、図書費等）	(略)

新	旧
---	---

	オ 小児 救命救 急セン ター運 営事業	-	(略)	小児救命救急セン ターの運営に必要な 給与費（職員基 本給、職員諸手当、 非常勤職員手当、 社会保険料）、旅 費、備品費（図書）、 消耗品費、材料費 （医薬品費、診療 材料費、医療消耗 器具備品費、給食 材料費）、光熱水 料、燃料費、研究 研修費、減価償却 費	(略)		オ 小児 救命救 急セン ター運 営事業	-	(略)	小児救命救急セン ターの運営に必要な 給与費（常勤職 員給与費、非常勤 職員給与費、法定 福利費等）、材料 費（給食材料費、 医薬品費、診療材 料費、医療消耗器 具備品費等）、経 費（消耗備品費、 光熱水費、燃料費 等）、旅費、研究 研修費、図書費等、 減価償却費	(略)
	カ ドク ターヘ リ導入 促進事 業	-	次の(1)及び(2)により算出され た額の合計額とする。  (1) 日中飛行分 ① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり	ドクターヘリの運 航に必要な委託費 （ヘリコプター賃 借料、操縦士等拘 束料、燃料費、保 守料、災害補償費	(略)		カ ドク ターヘ リ導入 促進事 業	-	次の(1)及び(2)により算出され た額の合計額とする。  (1) 日中飛行分 ① ドクターヘリ運航経費 1か所当たり (1) <u>消防無線のデジタル化が</u> <u>未対応の場合</u> $224,524 \text{ 千円} \times \text{運営月数} / 12$ (2) <u>消防無線のデジタル化が</u>	ドクターヘリの運 航に必要な委託費 （ヘリコプター賃 借料、操縦士等拘 束料、燃料費、保 守料、災害補償費	(略)

新

旧

			(航空保険料)				未対応の場合で、 <u>位置情報把握システム</u> を利用している場合 226,324千円×運営月数/12	(航空保険料)等
		(1) <u>位置情報把握システム</u> を利用している場合 227,592千円×運営月数/12					(3) <u>消防無線のデジタル化</u> が対応済の場合 225,792千円×運営月数/12	
		(2) <u>位置情報把握システム</u> を利用していない場合 225,792千円×運営月数/12					(4) <u>消防無線のデジタル化</u> が対応済みの場合で、 <u>位置情報把握システム</u> を利用している場合 227,592千円×運営月数/12	
		② 搭乗医師・看護師 確保経費 (略)	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費 ( <u>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料</u> )				② 搭乗医師・看護師 確保経費 (略)	ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費 ( <u>常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等</u> )
		③ 運航連絡調整員確保経費 (略)	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費 ( <u>職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険</u> )				③ 運航連絡調整員確保経費 (略)	ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費 ( <u>非常勤職員給与費、法定福利費</u> )、賃金、委託料(上

新

旧

			料（非常勤））、 委託費（上記経費 に該当するもの。）					記経費に該当する もの。）
		④ ドクターヘリ運航調整委員 会経費 (略)	ドクターヘリ運航 調整委員会の運営 に必要な諸謝金 (委員謝金)、旅 費、消耗品費、印 刷製本費、通信運 搬費、借料及び損 料(会場借料)、 会議費			④ ドクターヘリ運航調整委員 会経費 (略)	ドクターヘリ運航 調整委員会の運営 に必要な報償費 (委員謝金)、旅 費、需用費(消耗 品費、印刷製本費、 食糧費等)、使用 料及び賃借料(会 場借料)、役務費 (通信運搬費等)	
		(2) 夜間飛行(運航時間延長) 分				(2) 夜間飛行(運航時間延長) 分		
		① ドクターヘリ運航経費 (略)	ドクターヘリの運 航に必要な委託費 (ヘリコプター賃 借料、操縦士等拘 束料、燃料費、保 守料、災害補償費 (航空保険料))			① ドクターヘリ運航経費 (略)	ドクターヘリの運 航に必要な委託費 (ヘリコプター賃 借料、操縦士等拘 束料、燃料費、保 守料、災害補償費 (航空保険料))	

新

旧

			<p>② 搭乗医師・看護師確保経費 (略)</p> <p>③ 照明器具設置経費 (略)</p>				<p>② 搭乗医師・看護師確保経費 (略)</p> <p>③ 照明器具設置経費 (略)</p>	<p>ドクターヘリ搭乗 医師及び看護師の 確保に必要な給与 費（<u>常勤職員給与 費、非常勤職員給 与費、法定福利費</u>）</p> <p>夜間搬送（運航時 間の延長）のため の照明器具設置に 必要な<u>職員諸手当 （非常勤）、非常 勤職員手当、諸謝 金、旅費、備品費 （照明機器）、消 耗品費、通信運搬 費、光熱水料、借 料及び損料（照明 機器）、社会保険 料（非常勤）、雑 役務費（機器据付 費）、燃料費、委 託費（上記経費に 該当するもの。）</u></p>	
--	--	--	---	--	--	--	---	---	--



新

旧

			<p>諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>						<p>費（消耗品費、印刷製本費、食糧費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
		<p>(2) 指導者の養成経費 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）指導者の養成に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（委員謝金）、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>					<p>(2) 指導者の養成経費 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）指導者の養成に必要な賃金、報償費（委員謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>

新

旧

			<p>(3) 講習会等経費 (略)</p> <p>自動体外式除細動器（AED）の普及のための講習等に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金（講師謝金）、旅費、備品費（実習用備品）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>				<p>(3) 講習会等経費 (略)</p> <p>自動体外式除細動器（AED）の普及のための講習等に必要な賃金、報償費（講師謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、使用料及び賃借料（会場借料）、役務費（通信運搬費等）、備品購入費（実習用備品）、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	
		<p>(4) 消耗品等交換普及啓発会議等経費 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換普及啓発会議等のために必要な職員諸手当（非常勤（事務職員））、非常勤職</p>			<p>(4) 消耗品等交換普及啓発会議等経費 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換普及啓発会議等のために必要な諸謝金、委員等旅費、会議費、賃金（事務職員雇</p>	

新

旧

			<p>員手当（事務職員）、諸謝金、旅費（委員等旅費）、通信運搬費、借料及び損料（会場借料）、会議費、社会保険料（非常勤（事務職員））、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>					<p>上経費）、会場借料、通信運搬費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>
		<p>(5) 消耗品等交換促進事業 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換促進事業のために必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記経費に該当するもの。）</p>			<p>(5) 消耗品等交換促進事業 (略)</p>	<p>自動体外式除細動器（AED）の消耗品等交換促進事業のために必要な報償費（諸謝金）、給与費（非常勤職員給与）、需用費（消耗品費）、賃金（事務職員雇上経費）、旅費、委託料（上記経費に該当するもの。）</p>	

新

旧

<p>ケ 救急 医 療 情 報 セ ン タ ー ( 広 域 災 害 ・ 救 急 医 療 情 報 シ ス テ ム ) 運 営 事 業</p>	<p>一</p>	<p>厚生労働大臣が必要と認めた額</p>	<p>救急医療情報セン ター（広域災害・ 救急医療情報シス テム）の運営に必 要な職員基本給、 職員諸手当、非常 勤職員手当、諸謝 金（委員謝金）、 旅費（委員旅費）、 備品費（システム 機器）、消耗品費、 印刷製本費、通信 運搬費、光熱水料、 借料及び損料（建 物、システム機 器）、会議費、社 会保険料、雑役務 費（機器据付費）、 燃料費、委託費（上 記経費に該当す るもの。）</p>	<p>(略)</p>	<p>ケ 救急 医 療 情 報 セ ン タ ー ( 広 域 災 害 ・ 救 急 医 療 情 報 シ ス テ ム ) 運 営 事 業</p>	<p>一</p>	<p>厚生労働大臣に協議して定めた額</p>	<p>救急医療情報セン ター（広域災害・ 救急医療情報シス テム）の運営に必 要な給料、職員手 当（扶養手当、調 整手当、通勤手当、 期末勤勉手当、住 居手当、寒冷地手 当、夜勤手当、管 理職手当、休日給 手当、特殊勤務手 当）、賃金、報償 費（委員謝金）、 旅費（委員旅費）、 需用費（消耗品費、 印刷製本費、光熱 水費、燃料費、食 糧費）、役務費（通 信運搬費）、使用 料及び賃借料（建 物、システム機 器）、機器据付費、 備品購入費（シス テム機器）、委託</p>	<p>(略)</p>
---	----------	-----------------------	---	------------	---	----------	------------------------	---	------------



新	旧
---	---

													器)、委託料(上記経費に該当するもの。)	
	サ 救急患者退院コーディネーター事業	-	(略)	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費 (職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)、委託費(上記経費に該当するもの。)	(略)			サ 救急患者退院コーディネーター事業	-	(略)			救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するもの。)	(略)
(2)	ア 周産期医療対策事業等	周産期医療協議会等	(略)	周産期医療対策事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料、雑役務費(広告料、機器据付費)、委託費	(略)			(2)	ア 周産期医療対策事業等	周産期医療協議会等	(略)		周産期医療対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料、機器据付料、備品購入費	(略)
		搬送コーディネーター	(略)		(略)					搬送コーディネーター	(略)			(略)

新

旧

イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	(略)	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	(略)	イ 周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター	(略)	<p>総合周産期母子医療センター運営事業に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、減価償却費、資産消耗費</p>	(略)
-------------------	---------------	-----	---	-----	-------------------	---------------	-----	--	-----

新

旧

		地域 周産 期母 子医 療セ ンタ ー	(略)	地域周産期母子医 療センター運營業 に必要な職員基 本給、職員諸手当、 非常勤職員手当、 諸謝金、旅費、備 品費、消耗品費、 材料費(医薬品費、 診療材料費、給食 材料費)、印刷製 本費、通信運搬費、 光熱水料、借料及 び損料、社会保険 料、雑役務費(修 繕料)、燃料費、 委託費、減価償却 費、資産消耗費	(略)			地域 周産 期母 子医 療セ ンタ ー	(略)	地域周産期母子医 療センター運營業 に必要な報酬、 給料、賃金、職員 手当等、共済費、 旅費、需用費(消 耗品費、燃料費、 食糧費、印刷製本 費、光熱水費、修 繕料、医薬材料 費)、役務費(通 信運搬費)、委託 料、使用料及び賃 借料、備品購入費、 減価償却費、資産 消耗費	(略)
		母体 救命 強化 加算	(略)	関係診療科等との 連携に必要な職員 基本給、職員諸手 当、非常勤職員手 当、諸謝金、社会	(略)			母体 救命 強化 加算	(略)	関係診療科等との 連携に必要な報 酬、給料、賃金、 職員手当等、共済 費	(略)

新

旧

				保険料						
	麻酔科医配置加算	(略)	麻酔科医の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費)、光熱水料、印刷製本費、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費	(略)		麻酔科医配置加算	(略)	麻酔科医の配置に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)	(略)	
	臨床心理技術者配置加算	(略)	臨床心理技術者の配置に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費)、印刷製本費、光熱水料、会議費、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費	(略)		臨床心理技術者配置加算	(略)	臨床心理技術者の配置に必要な報酬、給料、賃金、職員手当等、共済費、需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料、医薬材料費)	(略)	

新

旧

ウ NICU 等長期 入院児 支援事 業	(ア) 地域 療育 支援 施設 運営 事業	(略)	地域療育支援施設 運営事業に必要な 職員基本給、職員 諸手当、非常勤職 員手当、諸謝金、 報償費、旅費、備 品費、消耗品費、 材料費(医薬品費、 診療材料費、給食 材料費)、被服費、 印刷製本費、通信 運搬費、光熱水料、 借料及び損料、会 議費、社会保険料、 雑役務費(修繕 料)、委託費、燃 料費、減価償却費	(略)	ウ NICU 等長期 入院児 支援事 業	(ア) 地域 療育 支援 施設 運営 事業	(略)	地域療育支援施設 運営事業に必要な 報酬、給料、賃金、 職員手当等、共済 費、旅費、需用費 (消耗品費、燃料 費、食料費、印刷 製本費、光熱水費、 修繕量、医薬材料 費、給食材料費、 職員被服費、運営 事務費)、役務費 (通信運搬費)、 委託料、使用料及 び賃借料、備品購 入費、減価償却費	(略)
	(イ) 日中 一時 支援 事業	(1) 病床確保経費 (略)	日中一時支援事業 に必要な次に掲げ る経費 (1) 病床確保に 係る経費 職員基本給、職員 諸手当、非常勤職 員手当、諸謝金、	(略)		(イ) 日中 一時 支援 事業	(1) 病床確保経費 (略)	日中一時支援事業 に必要な次に掲げ る経費 (1) 病床確保に 係る経費 報酬、給料、賃金、 職員手当等、共済 費、旅費、需用費	(略)



新

旧

(3) 看護職員確保対策事業	ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業	—	(略)	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、社会保険料）、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費	(略)	(3) 看護職員確保対策事業	ア 外国人看護師候補者就労研修支援事業	—	(略)	外国人看護師候補者就労研修支援事業の実施に必要な指導者経費（謝金、人件費、手当）、報償費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（雑役務費、通信運搬費）、備品購入費	(略)
	イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業	—	(略)	看護職員就業相談員派遣面接相談事業に必要な旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、委託費（上記経費に該当するもの。）	(略)		イ 看護職員就業相談員派遣面接相談事業	—	(略)	看護職員就業相談員派遣面接相談事業に必要な旅費、需用費（会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（上記経費に該当するもの。）	(略)
	ウ 助産師出向等支援導入	—	次の(1)から(2)により算出された額の合計額とする。 <u>(1) 協議会運営経費</u> 1か所当たり	助産師出向等支援導入事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員	(略)		ウ 助産師出向等支援導入	—	<u>(新設)</u>  <u>(1) (新設)</u> 1か所当たり	助産師出向支援導入事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、	(略)

新	旧
---	---

	事業		2,102千円	<u>手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に該当するものに限る。）</u>			2,102千円	<u>印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）</u>			
			(2) 実態調査、相談・支援窓口 経費 1か所当たり 802千円				(2) (新設)				
(4)	歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	(略)	<u>歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、社会保険料（非常勤）、委託費（上記に該当するものに限る。）</u>	(略)	(4)	歯科医療安全管理体制推進特別事業	—	(略)	<u>歯科医療安全管理体制推進特別事業に必要な賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（上記に該当するものに限る。）</u>	(略)
(5)	院内感染地域	—	(略)	<u>院内感染地域支援ネットワーク事業に必要な職員</u>	(略)	(5)	院内感染地域	—	(略)	<u>院内感染地域支援ネットワーク事業に必要な報償</u>	(略)

新

旧

支援ネットワーク事業				諸手当（非常勤）、 非常勤職員手当、 報償費、旅費、消 耗品費、材料費 （医薬品費（検査 試薬）、診療材料 費（検査消耗 品））、印刷製本 費、通信運搬費、 借料及び損料（会 場借料）、会議費、 社会保険料（非常 勤）、雑役務費、 委託費（上記経費 に該当するもの。）		支援ネットワーク事業			費、賃金、旅費、 需用費（消耗品 費、印刷製本費、 会議費）、使用料 及び賃借料（会場 借料）、役務費（通 信運搬費、雑役務 費）、検体検査費 用（検査試薬、検 査消耗品等）、委 託料（上記経費に 該当するもの。）	
(6) 医療連携体制推進事業	医療連携体制推進事業	—	(略)	医療連携体制推進事業に必要な職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及	(略)	(6) 医療連携体制推進事業	—	(略)	医療連携体制推進事業に必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需要費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、手数料、	(略)

新

旧

新					旧						
				び損料、会議費、 社会保険料（非常勤）、雑役務費（広告料、手数料）、 燃料費、委託費					広告料）、委託料、 使用料及び賃借料、備品購入費		
(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア (ア) 休日 夜間 急患 センター 設備 整備 事業	医療 機器 等	(略)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の購入費	(略)	(7) 医療提供体制 設備整備事業	ア (ア) 休日 夜間 急患 センター 設備 整備 事業	医療 機器 等	(略)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	(略)
	(イ) 小児 初期 救急 センター 設備 整備 事業	医療 機器	(略)	小児初期救急センターとして必要な医療機器の購入費	(略)		(イ) 小児 初期 救急 センター 設備 整備 事業	医療 機器	(略)	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	(略)
	(ウ) 病院 群輪 番制 病院 及び 共同	医療 機器	(略)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の	(略)		(ウ) 病院 群輪 番制 病院 及び 共同	医療 機器	(略)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器又は心臓病及び脳卒中の	(略)

新	旧
---	---

	利用型 病院設 備整備 事業			重症救急患者の治 療等に必要な専用 医療機器の <u>購入</u> 費			利用型 病院設 備整備 事業			重症救急患者の治 療等に必要な専用 医療機器の <u>備品</u> 購入費	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(エ) 救命救 急セン ター設 備整備 事業	医療 機器	(略)	救命救急センター として必要な医療 機器及び重症熱 傷患者用備品等 の <u>購入費</u>	(略)		(エ) 救命救 急セン ター設 備整備 事業	医療 機器	(略)	救命救急センター として必要な医療 機器及び重症熱 傷患者用備品等 の <u>備品購入費</u>	(略)
		ドク ター カー	1か所当たり  57,669千円	ドクターカー及び ドクターカーに 搭載する医療機 器等の <u>購入費</u>				ドク ター カー	1か所当たり  57,669千円	ドクターカー及び ドクターカーに 搭載する医療機 器等の <u>備品購入</u> 費	
	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(カ) 小児救 急医療 拠点病 院設備	医療 機器	(略)	小児救急医療拠点 病院として必要 な医療機器の <u>購</u> <u>入費</u>	(略)		(カ) 小児救 急医療 拠点病 院設備	医療 機器	(略)	小児救急医療拠点 病院として必要 な医療機器の <u>備</u> <u>品購入費</u>	(略)

新

旧

整備事業					整備事業				
(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	(略)	小児集中治療室として必要な医療機器等の <u>購入費</u>	(略)	(キ) 小児集中治療室設備整備事業	医療機器	(略)	小児集中治療室として必要な医療機器等の <u>備品購入費</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>購入費</u>	(略)	ウ(ア) 小児医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	小児医療施設として必要な医療機器等(新生児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>備品購入費</u>	(略)
(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>購入費</u>	(略)	(イ) 周産期医療施設設備整備事業	医療機器	(略)	周産期医療施設として必要な医療機器等(母体・胎児集中治療管理室に必要な医療機器を含む。)の <u>備品購入費</u>	(略)

新	旧
---	---

		ドク ター カー	(略)	ドクターカー及び ドクターカーに搭 載する医療機器等 の購入費				ドク ター カー	(略)	ドクターカー及び ドクターカーに搭 載する医療機器等 の備品購入費	
	(ウ)	医療 地域療 育支援 施設設 備整備 事業	(略)	地域療育支援施設 として必要な医療 機器等の購入費	(略)		(ウ)	医療 地域療 育支援 施設設 備整備 事業	(略)	地域療育支援施設 として必要な医療 機器等の備品購 入費	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	オ (ア)	医療 基幹災 害拠点 病院設 備整備 事業	(略)	基幹災害拠点病院 として必要な医 療機器等の購入 費	(略)		オ (ア)	医療 基幹災 害拠点 病院設 備整備 事業	(略)	基幹災害拠点病院 として必要な医 療機器等の備品 購入費	(略)
	(イ)	医療 地域災 害拠点 病院設 備整備 事業	(略)	地域災害拠点病院 として必要な医 療機器等の購入 費	(略)		(イ)	医療 地域災 害拠点 病院設 備整備 事業	(略)	地域災害拠点病院 として必要な医 療機器等の備品 購入費	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

新	旧
---	---

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	キ L A 検 査 セ ン タ ー 設 備 整 備 事 業	医 療 機 器	(略)	組 織 適 合 検 査 に 必 要 な 検 査 機 器 、 臓 器 保 存 器 の 購 入 費	(略)		キ H L A 検 査 セ ン タ ー 設 備 整 備 事 業	医 療 機 器	(略)	組 織 適 合 検 査 に 必 要 な 備 品 購 入 費  ( <u>検 査 機 器 、 臓 器 保 存 器</u> )	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	ケ 環 境 調 整 室 設 備 整 備 事 業	検 査 機 器	(略)	環 境 調 整 室 に 必 要 な 検 査 機 器 ( <u>化 学 物 質 注 入 装 置 、 化 学 物 質 分 析 装 置 、 近 赤 外 線 ヘ モ グ ロ ビ ン 酸 素 濃 度 測 定 器</u> ) の 購 入 費	(略)		ケ 環 境 調 整 室 設 備 整 備 事 業	検 査 機 器	(略)	環 境 調 整 室 に 必 要 な 検 査 機 器 ( <u>化 学 物 質 注 入 装 置 、 化 学 物 質 分 析 装 置 、 近 赤 外 線 ヘ モ グ ロ ビ ン 酸 素 濃 度 測 定 器</u> ) の 備 品 購 入 費	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)



新	旧
---	---

<p>整備事業 <u>(削除)</u></p> <p>ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>エ 共同利用施設設備整備事業 <u>(削除)</u></p> <p>(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門</p> <p>オ (ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業 (イ) 地域災害拠点病院設備整備事業</p> <p>ク 院内感染対策設備整備事業 サ 医療機関アクセス支援車整備事業</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>				<p>整備事業 <u>(キ) 小児集中治療室設備整備事業</u></p> <p>ウ (ア) 小児医療施設設備整備事業 (イ) 周産期医療施設設備整備事業</p> <p>エ 共同利用施設設備整備事業 <u>(ア) 公的医療機関等による共同利用施設</u></p> <p>(イ) 地域医療支援病院の共同利用部門</p> <p>オ (ア) 基幹災害拠点病院設備整備事業 (イ) 地域災害拠点病院設備整備事業</p> <p>ク 院内感染対策設備整備事業 サ 医療機関アクセス支援車整備事業</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>			
<p>(交付基礎額の下限)</p> <p>7 (略)</p>				<p>(交付基礎額の下限)</p> <p>7 (略)</p>			

新

旧

## 別表 4

1 事業名	2 下限額
(略)	(略)

## (統合補助金の配分方法)

8 (略)

## (交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

## (申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が第2号様式による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

## 別表 4

1 事業名	2 下限額
(略)	(略)

## (統合補助金の配分方法)

8 (略)

## (交付の条件)

9 統合補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

## (申請手続)

10 この統合補助金の交付の申請は、都道府県知事又は広域連合の長が別紙2による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別途示す期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

新	旧
<p>働大臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>11 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>12 (略)</p> <p>(統合補助金の概算払)</p> <p>13 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>14 都道府県知事又は広域連合の長は、<u>第3号様式</u>による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のイ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(統合補助金の返還)</p> <p>15 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>16 (略)</p> <p>(別添1) (略)</p>	<p>臣に提出するものとする。</p> <p>(変更申請手続)</p> <p>11 (略)</p> <p>(交付決定までの標準的期間)</p> <p>12 (略)</p> <p>(統合補助金の概算払)</p> <p>13 (略)</p> <p>(実績報告)</p> <p>14 都道府県知事又は広域連合の長は、<u>別紙3</u>による報告書に<u>関係書類</u>を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(9の(1)のイ又は(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(統合補助金の返還)</p> <p>15 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>16 (略)</p> <p>(別添1) (略)</p>

新	旧
(別添2) (略) (別添3) (略)	(別添2) (略) (別添3) (略)

以上

(新)

(旧)

第1号様式

別紙1

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
及び  
広域連合長 印

事業者名 印

医療提供施設等の整備に関する計画の提出について

年度医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画の提出について

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

標記について、次のとおり関係書類を添えて提出する。

- 1 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画 (別紙1)
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)
- 3 添付書類
  - ・別紙2に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
  - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料

- 1 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画(事業計画)  
別紙1-1のとおり
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書  
別紙1-2のとおり
- 3 添付書類
  - ・整備施設の概要及び運営方法を記載した資料
  - ・別表2の第5欄に掲げる対象経費の支出予定額を証する資料
  - ・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
  - ・その他参考となるべき資料





(新)

(旧)

第2号様式

別紙2

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
及び  
広域連合長 印

事業者名 印

平成 年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請について

年度医療提供体制推進事業費補助金の交付申請書

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

標記について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 医療提供施設等の整備に関する計画(事業計画)  
別紙1-1のとおり  
(当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画  
別紙2-1のとおり)
- 3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書  
別紙2-2のとおり
- 4 添付書類  
・都道府県の歳入歳出予算書(見込書)の抄本  
・~~その他参考となるべき資料~~

- 1 申請額 金 円
- 2 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する計画 (別紙1)
- 3 交付対象事業の実施に要する経費に関する調書 (別紙2)
- 4 添付書類  
・歳入歳出予算書抄本



(旧)

別紙2-2(医療提供体制整備推進事業以外の事業)

交付対象事業の実施に要する経費に関する諸書

(都道府県又は広域連合名)

Table with 14 columns: 事業分類, 事業区分, 施設(地区又は市町村)の名称, 別表2の第3欄に定める種目, 別表2の第4欄に定める基準額(A), 別表2の第4欄に定める基準額(B), 別表2の第5欄に定める対象経費の支出予定額, 市町村補助額(C), 選定額(D), 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(E), 前年度末の累積欠損金及び平準積立金, 別表3の第3欄に定める係数a, 都道府県補助額(G), 別表2の第6欄に定める補助率又は別表3の第4欄に定める係数b, 交付額(H), 調整方法調整係数等(I), 調整後交付額(J), 備考.

(作成要領)

- 1 「事業区分」欄には、別表2の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
2 (A)欄から(H)欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。
3 (E)欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業においては「診療収入及び寄付金」と読み替えるものとする。
4 「備考」欄は記入しないこと。

別紙2-2(医療提供体制整備推進事業)

交付対象事業の実施に要する経費に関する諸書

(都道府県又は広域連合名)

Table with 14 columns: 事業分類, 事業区分, 施設の名称, 別表2の第3欄に定める種目, 別表2の第4欄に定める基準額(A), 別表2の第4欄に定める基準額(B), 別表2の第5欄に定める対象経費の支出予定額, 市町村補助額(C), 選定額(D), 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(E), 前年度末の累積欠損金及び平準積立金, 別表3の第3欄に定める係数a, 都道府県補助額(G), 別表2の第6欄に定める補助率又は別表3の第4欄に定める係数b, 交付額(H), 調整方法調整係数等(I), 調整後交付額(J), 備考.

(作成要領)

- 1 「事業区分」欄には、別表2の第2欄に掲げる事業区分を記載すること。
2 (A)欄から(H)欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。
3 (E)欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業においては「診療収入及び寄付金」と読み替えるものとする。
4 「備考」欄は記入しないこと。

(新)

別紙2

交付対象事業の実施に要する経費に関する諸書

(連署者名)

Table with 14 columns: 事業分類, 事業区分, 施設(地区又は市町村)の名称, 別表2の第3欄に定める種目, 別表2の第4欄に定める基準額(A), 別表2の第4欄に定める基準額(B), 別表2の第5欄に定める対象経費の支出予定額, 市町村補助額(C), 選定額(D), 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額(E), 前年度末の累積欠損金及び平準積立金, 別表3の第3欄に定める係数a, 都道府県補助額(G), 別表2の第6欄に定める補助率又は別表3の第4欄に定める係数b, 交付額(H), 調整方法調整係数等(I), 調整後交付額(J), 備考.

(作成要領)

- 1 (A)欄から(H)欄は各事業区分ごとに、交付要綱6(交付額の算定方法)に従い必要となる欄のみ使用し、(H)欄を算出すること。
2 (E)欄の「寄付金」は、救命救急センター運営事業、周産期母子医療センター運営事業においては「診療収入及び寄付金」、ドクターヘリ導入促進事業においては「救急搬送診療料等及び寄付金」と読み替えるものとする。

(新)

(旧)

第3号様式

別紙3

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
及び  
広域連合長 印

事業者名 印

平成 年度医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告について

年度医療提供体制推進事業費補助金の事業実績報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受けた平成 年度医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

年 月 日厚生労働省発医政 第 号をもって交付決定を受けた年度医療提供体制推進事業費補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

1 精 算 額 金 円

1 精 算 額 金 円

2 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する  
計画(事業計画実績)

2 医療提供施設等の施設の運営及び設備整備に関する実績 (別紙1)

別紙3-1のとおり

3 医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳

3 医療提供体制推進事業費補助金精算額算出内訳 (別紙2)

別紙3-2のとおり

4 添付書類

4 添付書類

・歳入歳出決算書抄本

・別紙2に掲げる対象経費の支出額を証する資料

・総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料

・契約書の写し、納品書の写し

・契約書の写し及び検収調書の写し

・都道府県の歳入歳出決算書(見込書)抄本

・その他参考となるべき資料





(新)

(旧)

第4号様式

別紙4

番 号  
年 月 日

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

厚生労働大臣 殿

都道府県知事  
及び  
広域連合長 印

事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定を受けた平成 年度医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

年 月 日厚生労働省発医政 第 号により交付決定を受けた年度医療提供体制推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、次のとおり報告する。

記

記

1 事業区分及び施設の名称

1 事業区分及び施設の名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額  
金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）  
金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

4 添付書類  
記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(新)

(旧)

第5号様式

別紙5

番号  
年月日

番号  
年月日

都道府県知事又は広域連合長 殿

都道府県知事  
及び  
広域連合長 殿

補助事業者名 印

間接補助事業者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

年 月 日第 号で交付決定を受けた〇〇〇補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

1 事業区分及び施設の名称  
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

記

1 事業区分及び施設の名称  
2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 \_\_\_\_\_ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)

金 \_\_\_\_\_ 円

4 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

4 添付書類  
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(旧)

別紙6

平成 年度医療提供体制推進事業費補助金調書

平成 年度 厚生労働省所管

(都道府県又は広域連合名)

国		地方公共団体									備考	
歳出予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(項)医療提供体制基盤整備費												
(目)医療提供体制推進事業費補助金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に交付金額を内書( )をもって附記すること。

(新)

第6号様式

年度医療提供体制推進事業費補助金調書

厚生労働省所管

(事業者名)

国		地方公共団体									備考	
予算科目	交付決定の額	歳入			歳出							
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額		支出済額		翌年度繰越額		
						うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額	うち補助金相当額			
円		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
(項)医療提供体制基盤整備費												
(目)医療提供体制推進事業費補助金												

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の交付決定の額を記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する経費の配分が、目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金についての調書の作成は、本表に準じること。この場合において地方公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「歳入済額」の数字下欄に国庫補助額を内書( )をもって附記すること。